

軽症高額の該当について

診断基準を満たしているが、重症度が基準を満たしていない場合に、申請月以前の12か月以内に医療費総額(保険適用される前の10割分)が33,330円を超える月数が3月以上(下図でいう太枠内期間)あれば、認定を受けることができます。

【軽症高額の該当例】

月	令和4年				令和5年									
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	申
			か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	か	請
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
33,330円を超える	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○

申請日の属する月から12か月前の月

過去12か月以内に医療費総額が33,330円を超えた月が3月以上あるため、申請可。

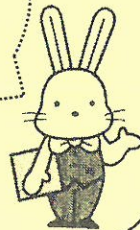
【医療費総額 33,330円を超える場合の目安】

自己負担割合	1か月の自己負担総額 (指定難病に係るものに限る)
3割	10,000円以上
2割	6,660円以上
1割	3,330円以上

《申請・お問い合わせ先》

福島市保健所 保健予防課 難病支援係  
 〒960-8002  
 福島市森合町10-1(福島市保健福祉センター3階)  
 TEL:024-573-4384  
 FAX:024-525-5701

指定難病医療費助成制度や難病に関する相談等を受け付けています。



『指定難病医療費助成制度』新規申請について

難病の原因究明・治療方法等の研究を進めるとともに、指定難病(令和3年11月現在338疾患)にかかっている患者の医療費の負担を軽減するため、医療費の一部を助成する制度です。

医療費助成の対象は、病状が国の定める診断基準と重症度基準のいずれも満たすかた、または診断基準を満たし「軽症高額(4ページ参照)」に該当するかたとなります。

医療費の助成内容

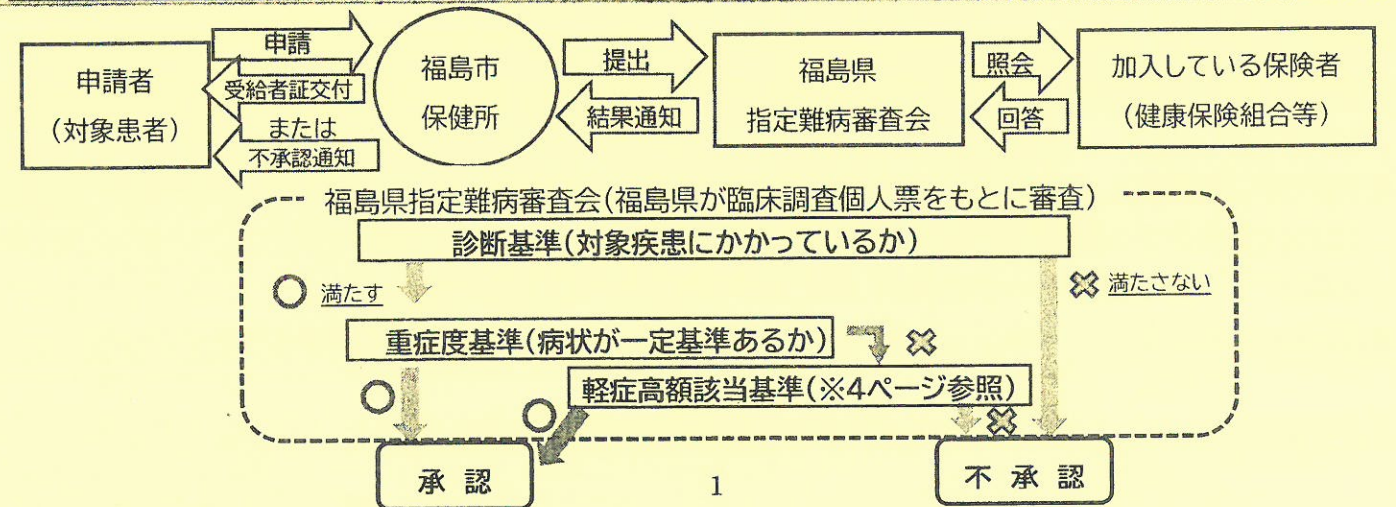
◆所得に応じて医療費の月額自己負担上限額が定められています。

階層区分	階層区分の基準	患者負担割合 2割(※1)		
		月額自己負担上限額(外来+入院+薬+訪問看護)		
		一般	高額かつ長期(※2)	人工呼吸器装着者
生活保護	-	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市民税 本人年収80万円未満	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	市民税(世帯) 本人年収80万円超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市民税(所得割額)7.1万円未満	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得Ⅱ	市民税(所得割額)7.1万円以上25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	市民税(所得割額)25.1万円以上	30,000円	20,000円	1,000円
	入院時の食費	全額自己負担		

※1 医療保険上で自己負担割合が3割になっている患者が、特定医療費支給認定を受けた場合、患者の負担割合は2割となります。なお、1割負担の患者はそちらが優先されます。

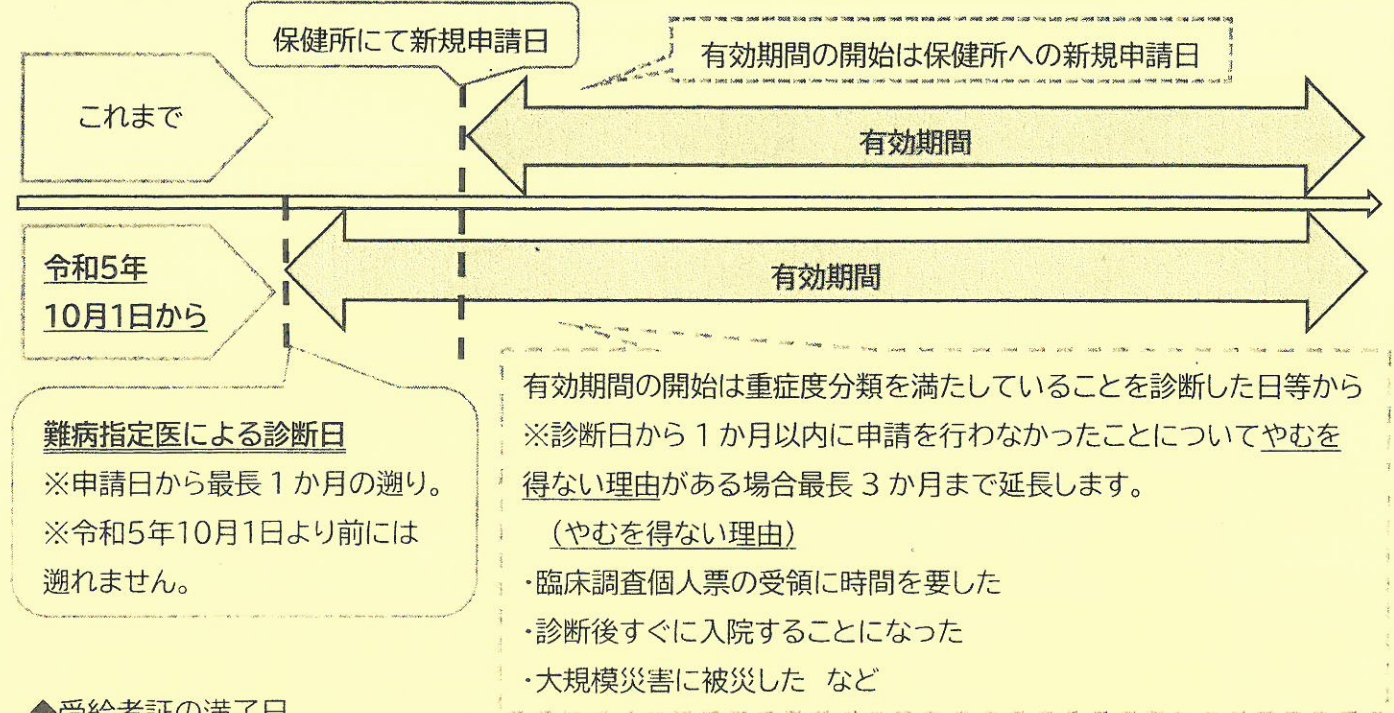
※2 「高額かつ長期」は、支給認定を受けた日から、月ごとの医療費総額(保険適用される前の10割分)が5万円を超える月が年間6回以上ある場合、該当となりますので申請してください。なお、変更になった自己負担上限額は、申請した月の翌月から対象となります。詳しくは、承認後に送付する「高額かつ長期のお知らせ」をご覧ください。か、福島市保健所保健予防課までお問い合わせください。

申請から受給者証交付までの流れ



受給者証の有効期間

◆受給者証の開始時期(令和5年10月1日から制度が変わり、助成開始時期を前倒しできるようになりました)



◆受給者証の満了日

令和6年12月31日までです。満了後も引き続き受給を希望される場合は、更新のお手続きが必要です。更新の案内は県または市より送付されます。

留意点

- ◆審査の結果、認定基準を満たさない等の理由により返戻や不承認となる場合があります。主治医とよく相談した上で申請をしてください。
- ◆記入漏れや提出書類が不十分と判断された場合は書類をお返しするほか、書類の追加提出・確認をお願いすることがあります。

申請から結果が出るまで

- ◆申請結果が出るまでに、4 か月程度かかります。有効期間内に、すでに指定医療機関の窓口で支払った特定医療費で、自己負担上限額を超えた額等は「特定医療療養費請求」により還付を受けることができます。手続きには『領収書』が必要ですので、大切に保管しておいてください。なお、受給者証を送付する際に手続きに必要な書類をお送りします。
- ◆申請内容に変更があった際には、すみやかに保健所へ申請してください。
  - ①窓口での申請が必要なもの→住所、氏名、保険証の変更
  - ②電話での申請可能なもの→医療機関・薬局・訪問看護ステーションの追加
- ◆市民税課税額の変更や、保険証の変更により、階層区分(自己負担上限額)が変わる場合があります。

お手続きについて詳しくは、福島市保健所保健予防課までお問い合わせください。

新規申請に必要な書類等

- 全て必要！ ✓で確認！
- ①指定難病医療費支給認定申請書
  - ②臨床調査個人票…難病指定医が記載(記載年月日が6か月以内のもの)
  - ③世帯全員の住民票…続柄の記載があるもの(発行から3か月以内のもの)
  - ④同意書
  - ⑤健康保険証のコピー
  - ⑥令和5年度(令和4年分)市民税所得課税証明書(源泉徴収票や納税証明書は不可)
  - ⑦印鑑(患者さん本人が窓口に来所する場合には不要)

医療保険の種別	提出書類	提出書類の対象者	
		⑤健康保険証のコピー	⑥市民税所得課税証明書
国民健康保険 (福島市国保、退職国保、各種国民健康保険組合 [医師/歯科医師/建設/一般国民健康保険組合] 等)		同じ国保に加入している方 全員分	同じ国保に加入している方 全員分(中学生以下は不要)
後期高齢者医療制度		同じ住民票上で、後期高齢者に加入している方 全員分	同じ住民票上で、後期高齢者に加入している方 全員分
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 等	患者が被保険者本人	患者本人分のみ	患者本人分のみ
	患者が家族(被扶養者)	被保険者及び患者分 (患者本人の保険証に被保険者名がある場合は、患者分のみで可)	被保険者分 (患者が18歳未満(保護者が申請)で、被保険者が市民税非課税の場合は両親の市民税所得課税証明書が必要となる場合がある。)

- ◆被保険者が市民税非課税の場合、患者の市民税所得課税証明書が必要(中学生以下は不要)
- ◆生活保護受給者で、医療保険に加入していない方は④、⑤、⑥は不要

該当の方が提出する書類

- 該当者のみ！ ✓で確認
- ⑧非課税世帯でかつ患者本人(18歳未満は保護者)が、
    - ・令和4年に遺族年金、障害年金の給付があった場合→令和4年1月~令和4年12月の受給金額が分かる年金振込通知書又は年金額改定通知書のコピー
    - ・特別児童扶養手当等の給付があった場合→振込通知書のコピー
  - ⑨同一世帯内に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者がいる場合
    - ご家族の「指定難病医療費受給者証」または「小児慢性特定疾病医療受給者証(給付決定通知書)」のコピー
  - ⑩生活保護を受給している場合→生活保護受給証明書
  - ⑪「軽症高額」該当者→医療費申告書 指定難病に係る医療費等の領収書(コピー可)

# 指定難病医療費受給者証について

指定難病と診断された患者さんの医療費負担を軽減するため、申請を行った患者さんに対しては基準を満たすか審査をし、「承認」となった場合は『指定難病医療費受給者証』(以下、『受給者証』)を交付しています。

## ●『受給者証』とは？

(『受給者証』のイメージ図)

指定難病医療費受給者証	
公費負担者番号	11223344
受給者番号	5 6 7 8 9 0 0
氏名・住所	■■■■■■■■■■ ▲▲ ▲▲
有効期間	◎年1月1日～◎年12月31日
自己負担上限額	月額 10,000円 階層区分 -I
高額かつ長期	該当・非該当
軽症者特例	該当・非該当
福島県知事 ●●●● 印	

受給者番号

有効期間  
通常は、12月末までとなります

自己負担上限額  
このイメージ図の例では、月ごとに10,000円が上限額

階層区分  
このイメージ図の例では、「-I」=「一般所得I」

健康保険証とセットで医療機関に提示をすることで、

- ・患者さんの負担割合が2割に(3割負担の方にとっては、負担軽減)
- ・月ごとに、自己負担上限に達すれば、その月の次回以降の自己負担は無し(0円)となり、負担軽減

階層区分	月額の自己負担上限額	
	通常(一般)	高額かつ長期
生活保護	0円	0円(★)
低所得I	2,500円	2,500円(★)
低所得II	5,000円	5,000円(★)
一般所得I	10,000円	5,000円
一般所得II	20,000円	10,000円
上位所得	30,000円	20,000円

(★)上記3つの階層区分は、「高額かつ長期」の特例による上限額軽減は無し

(『受給者証』の裏・横の面にある「自己負担上限額管理票」のイメージ図)

◎年4月分自己負担上限額管理票					
日付	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	月間自己負担額累積額	印
4/5	●●医科大学病院	60,000	10,000	10,000	印
4/5	▲▲薬局	120,000	0	10,000	印
/					
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。					
日付	指定医療機関名	確認印			
4/5	●●医科大学病院	印			

『上限額管理票』の記載は、医療機関(病院や薬局など)がすべて行います。  
⇒冒頭の部分「◎年4月分」は患者さんが記入してもOKです。

●●医科大学病院での治療で自己負担額の上限である「10,000円」に到達

次の▲▲薬局では(10割分)120,000円の薬を受け取ったものの、薬局での自己負担(=支払い額)は無かった(=0円)ということの意味しています。

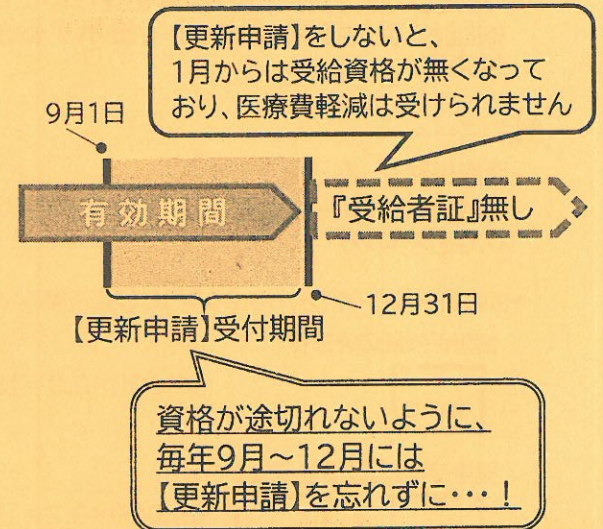
自己負担上限額に達した医療機関が、この確認欄に記載・押印することとなっています。

「高額かつ長期」の特例について、詳しくは『高額かつ長期に関するご案内』をご覧ください。

## ●『受給者証』の有効期間は？

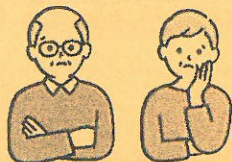
通常、1月1日から12月31日までの期間となります。(※)  
12月末で期限が切れてしまうため、翌年の有効期間の『受給者証』が必要な場合は、【更新申請】が必要です！

(※)新規申請の方や、年の途中で保険証変更、課税額変更などがあつた場合は、有効期間の開始が1月1日とはなりません。



⇒『受給者証』が無いとどうなるの？  
⇒『受給者証』のメリットがあまり感じられないんだけど。  
⇒「【更新申請】は必ずやった方がいいのか迷っています。」

といった、よくある質問は、裏面をご覧ください。《裏面に続く》



# 指定難病受給者証についての よくある質問

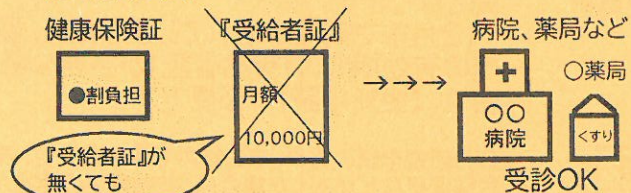
以下、『指定難病受給者証』については『受給者証』と表記します

下に無いような疑問・質問については、  
お気軽にお問い合わせください

《福島市保健所 保健予防課 難病支援係》

## Q:『受給者証』が無いとどうなるの？

⇒『受給者証』は、『健康保険証』ではないので、  
『受給者証』が無くても医療機関を受診することは  
できます。



⇒ただし、医療費負担の軽減を受けるには健康保  
険証と『受給者証』をセットで提示する必要があ  
ります。

例えば・・・

- ・健康保険証 自己負担3割の方
- ・『受給者証』は「一般所得 I (一I)」自己負担額上限  
10,000円の方

▶医療費総額(10割分)60,000円の検査を実施した場合

健康保険証のみを提示

3割負担  $60,000 \times 0.3 = 18,000$ 円

健康保険証 & 『受給者証』を提示

3割負担 & 月額 10,000円  $60,000 \times 0.2 = 12,000$ 円  
ただし ↓

『受給者証』は一律  
2割負担になります。

『受給者証』の自己負担上限  
額が10,000円なので、請求  
額も10,000円(さらに、同  
じ月内であれば次回以降は  
請求額0円)



## Q:『受給者証』のメリットがあまり感じられない んだけど・・・

⇒『受給者証』があっても、必ずしもメリットがある  
わけではない場合があります。

例えば・・・

- ・健康保険証 自己負担1割の方

▶病院は3ヶ月に1回程度(年間4回)の受診で、薬も処方され  
ていない。1回の診察は医療費総額(10割分)で10,000円  
程度の場合

健康保険証のみを提示

1割負担  $10,000 \times 0.1 = 1,000$ 円  
 $1,000 \text{円} \times 4 \text{回} = 4,000 \text{円} / \text{年間}$

※健康保険証 & 『受給者証』をセットで提示しても、  
負担割合が低いほうが優先されるため「1割」

この時点で、『受給者証』を持っていても医療費  
負担軽減の面でメリットはありません。

そればかりか、  
年に1回の【更新申請】のため、病院から  
『臨床調査個人票』を取得する必要があり、

臨床調査個人票 病院にもよりますが・・・  
書類代として  
医師 □□□□ 5,000円前後かかります。

他にも、住民票や所得課税証明書の取得のため、  
手数料もかかります。



医療費負担軽減にならないのであれば、  
『受給者証』を持たない選択をしてもよい  
かもしれません。

なお、医療費負担軽減以外では、市の一部施設の利用  
料が減免になるといったメリットはあります。

## Q:【更新申請】は必ずやった方がいいの？

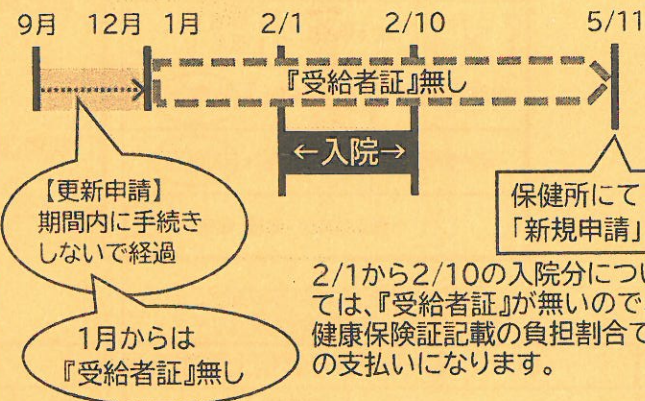
⇒左のQ & Aにあるとおり、医療費の軽減につな  
がらないのであれば、【更新申請】をしないで  
『受給者証』を持たない選択もあります。

↓ただし、

注意

「急な入院」などがあると、資格が切れ  
た部分の医療費助成が受けられない場  
合があります。

例えば・・・



2/1から2/10の入院分につ  
いては、『受給者証』が無いので、  
健康保険証記載の負担割合で  
の支払いになります。

その後の 1月や2月にはさかのぼって受付できな  
5/11に → いため、入院分の医療費軽減はできま  
「新規申請」 せん!(最長の3ヶ月より前なので)

令和5年10月以降、「新規申請」の日から1ヶ月(ま  
たは、やむを得ない理由により最長3ヶ月)のさか  
のぼりが認められることとなりました。

【更新申請】をするかしないかは個別の  
事情によりますので、十分ご検討の上  
ご判断ください。



**福島市の施設使用料等免除**

指定難病医療費受給者証の保持者が個人、または、専用使用で下記の市有施設を使用する際の使用料等が全額免除となります。詳細はホームページをご覧ください。 → QRコード



<問い合わせ先> 福島市 障がい福祉課 障がい庶務係 Tel024-525-3748

**難病相談・情報・サービス一覧****1、難病に関する相談****福島市保健所 保健予防課 難病支援係**

〒960-8002 福島市森合町10-1(福島市保健福祉センター3階)

TEL :024-573-4384 FAX :024-525-5701

受付時間:平日 8時30分～17時15分

保健師等が、療養生活上の不安や困りごとの相談を面接、電話、家庭訪問でお受けしています。

**福島県難病相談支援センター**

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(福島県庁本庁舎1階)

TEL:024-521-2827 FAX:024-521-2829

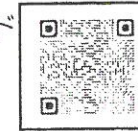
受付時間:平日 9時～16時

各種相談をはじめ、患者・家族会などの交流支援、病気・就労に関する情報の提供、その他、医療相談会、就労支援セミナー、携帯会話補助装置・パルスオキシメータ貸与事業等を行っています。

**2、難病に関する情報****公益財団法人難病医学研究財団 難病情報センター**

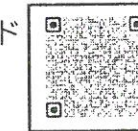
病気の解説、医療費助成制度、各種制度、難治性疾患研究班情報、患者会情報があります。

→「難病情報センター」で検索 → QRコード

**厚生労働省 難病対策**

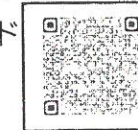
国の難病対策の情報があります。

→「厚生労働省 難病対策」で検索 → QRコード

**就労支援**

難病の方を対象とした就労支援情報があります。

→「難病患者 就労支援」で検索 → QRコード

**難病に関する情報誌**

「月刊 難病と在宅ケア」等を貸出いたします。(貸出期間:概ね一か月)

希望される方は、保健予防課難病支援係までご相談ください。

## 福島県内の難病の患者会、家族会

## 令和5年度福島県難病団体連絡協議会事務局及び加盟団体一覧

名称	事務局	代表	連絡先
福島県難病団体 連絡協議会	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁本庁舎1階 福島県難病相談支援センター内	会長 長谷川 秀雄	電話:024-572-4262 FAX:024-572-4263 E-mail:nanbyof@amail.plala.or.jp
福島県腎臓病 協議会	〒964-0891 二本松市大壇 9 インターグリーンハイツ I 101 号	会長 関谷 崇紀	電話:0243-23-4721 FAX:0243-23-4015 E-mail:fjk@viola.ocn.ne.jp
日本筋ジストロフィー 協会 福島県支部	〒960-8061 福島市豊田町 1-17 田口ビル 1F	支部長 正木 陽子	電話:090-9423-9185(正木) E-mail: Kinjisu.f.masaki@gmail.com
全国パーキンソン病 友の会 福島県支部	〒960-0741 伊達市梁川町大田 2 丁目 2 番 10	支部長 飯沼 昭雄	電話:090-5596-6989 E-mail: pu9mb7@bma.biglobe.ne.jp
全国膠原病友の会 福島県支部	〒963-1151 郡山市田村町金沢字西の内 103 渡邊方	支部長 渡邊 善広	電話:024-955-3428 E-mail:watanabe@kougen.org
日本ALS協会 福島県支部	〒970-8047 いわき市中央台高久 2 丁目 26-4 いわき自立生活センター内	支部長 渡辺 貞雄	電話:0246-68-8925 事務局:長谷川秀雄 E-mail: empowerment430@gmail.com
全国筋無力症友の会 福島支部	〒969-1103 本宮市仁井田字申 116-8 渡邊方	支部長 渡邊 俊治	電話:0243-33-1484(渡邊)
福島県多発性硬化症 友の会	〒973-8402 いわき市内郷御厩町 1 丁目 121 篠原方	会長 篠原 克枝	電話:0246-26-0322
NPO 法人線維筋痛症 友の会東北支部 ふくしま部会	〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-9-28-304 山田方	部会長代行 山田 章子	電話:022-721-5156 E-mail:akiko118@yahoo.ne.jp
あせび会 (希少難病友の会)	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県庁本庁舎1階 福島県難病相談支援センター内	事務局預かり	電話:024-572-4262 FAX:024-572-4263 E-mail:nanbyof@amail.plala.or.jp

## 3、難病の方が利用できるサービス

## 介護保険サービス

年齢	対象者
第1号被保険者 (65歳以上の方)	原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となり、認定を受けた方
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の方(医療保険に加入している方))	加齢等が原因とされる以下の16種類の病気(特定疾病 ※ <input type="checkbox"/> は指定難病)が原因で日常生活において介護や支援が必要になり、認定を受けた方 ①がん末期 ②関節リウマチ(うち悪性関節リウマチ) ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症(うちプリオン病) ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症(うち広範脊柱管狭窄症) ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険サービスの利用には要介護認定を受けることが必要です。各地域包括支援センターまたは福島市介護保険課へご相談ください。

<問い合わせ先> 福島市 介護保険課 介護認定係 Tel024-525-6552

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法の対象となる難病(令和3年11月1日現在366疾病)の方は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスを受けることができます。(介護保険サービスが優先)対象疾患の一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。

<問い合わせ先> 福島市 障がい福祉課 自立支援係 Tel024-525-3746

## おもいやり駐車場利用制度

福島県では、障がいや難病等で歩行が困難な方に「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。利用証を提示することで、車いすマークのある駐車スペースを利用しやすくなります。

<問い合わせ先・申請先> 福島県 障がい福祉課 Tel024-521-7170(即日交付)

<申請先> 県北保健福祉事務所 保健福祉課 Tel024-534-4156(即日交付)

福島市 障がい福祉課・長寿福祉課・各支所(後日交付、切手・返信用封筒必要)

## ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくするマークです。災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や援助を求めるためのものです。

<配布窓口> 福島市 障がい福祉課・長寿福祉課・保健所保健予防課・各支所・出張所

<問い合わせ先> 福島市 障がい福祉課 障がい庶務係 Tel024-525-3748